

公立穴水総合病院経営強化プラン
(令和5年度～令和9年度)
点検・評価報告書

令和7年3月

穴水町病院事業審議会

— 目 次 —

I 点検・評価にあたって

- 1 はじめに
- 2 点検・評価の仕組み
- 3 点検・評価のねらい
- 4 点検・評価の方法
- 5 公 表

II 点検・評価について

- 1 総 括
- 2 公立穴水総合病院経営強化プラン評価調書

III 参考資料

- 1 穴水町病院事業審議会委員名簿
- 2 穴水町病院事業審議会規則

1 点検・評価にあたって

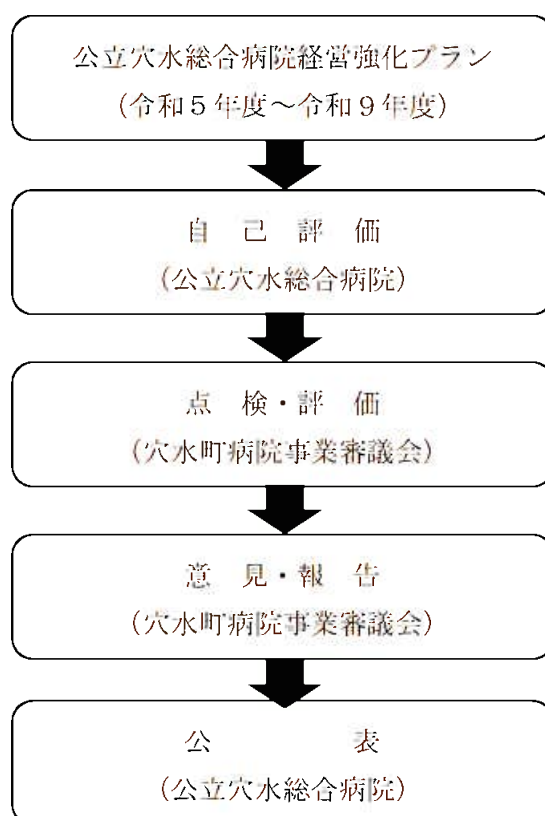
1 はじめに

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしていますが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足に伴い医療提供体制の維持が極めて厳しく、平成 19 年度に総務省は「公立病院改革ガイドライン」に基づき、「公立病院改革プラン」（以下、「前改革プラン」という。）の策定を要請しました。

公立穴水総合病院（以下「当院」という。）においても、これに基づき平成 21 年 3 月に初めてとなる「公立穴水総合病院改革プラン」（以下「改革プラン」という。）を策定しており、平成 25 年 3 月には同改革プランを改定、平成 29 年 3 月に「公立穴水総合病院新改革プラン」（以下「前改革プラン」という。）を策定し経営の効率化に向けた取組みを着実に実施してきました。この結果、改革プラン策定当初にあった約 12 億円にも上る累積債務が解消され経営基盤が安定されるなど、一定の成果が得られているところであります。

令和 4（2022）年 3 月末に総務省は、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を新たに策定し、新型コロナウイルス感染症により公立病院の役割が再認識されたことから、「公立病院の経営強化」が重要であるとの新たな方針が出されました。当院は、こうした状況を踏まえ前改革プランの評価と見直しを行いつつ、本町における人口動態や今後の医療需要等を見極めながら、今後向かうべき方向性や各種の目標（値）を新たなプランに設定することにより、町内で唯一の総合病院として「持続可能な病院経営」を目指していくこととし、今回新しく経営強化プランを策定いたしました。その実施状況について総務省のガイドラインでは、点検・評価・公表することを求めていることから穴水町病院事業審議会において点検・評価を実施することとしている。

2 点検・評価の仕組み



3 点検・評価のねらい

経営強化プランの目標設定を確認した上で、公立穴水総合病院が一般会計からの経費負担に見合い、地域医療の確保がなされているか否かという観点に立ちながら、改革プランの点検・評価にあたることとする。

具体的には、経営強化プランがどの程度進捗しているのか、目標と実績を比較検討する。また目標を下回る場合は、その原因は何か、今後の取り組みをどう進めるか等について検証し、評価を行うものとする。

4 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、これまでの経営改善に向けた取り組みや、改革プランに掲げられた具体策について、実績や収支決算状況等をもとに自己評価としてまとめた「公立穴水総合病院経営強化プラン評価調書」により説明を行ったあと、点検・評価のねらいに沿って、本審議会において町民の視点及び客観的な立場に立って実施状況を慎重に検証する。

5 公表

公立穴水総合病院経営強化プランの取組状況について、公立穴水総合病院が実施した自己評価及び穴水町病院審議会からいただいた評価・意見等を「公立穴水総合病院経営強化プラン点検・評価報告書」として住民の皆様に公表する。

II 点検・評価について

1 総括

経営強化プランに基づき、職員が一丸となり、経営の安定化に取り組んだが、令和6年能登半島地震の影響により収益が大きく減少し、経常収支比率をはじめ、各経営指標が目標値を下回り、経営が悪化したと評価する。

今後の病院の在り方については、奥能登4病院機能強化検討会の内容を踏まえ、県や町、関係団体と協議しサテライト病院としての地域の役割を検討していく必要がある。

公立穴水総合病院経営強化プラン評価調査（3－1）

経営強化プラン重点項目			【達成度】 ◎（計画達成・完了） A（計画以上の実績） B（計画どおりの実績） C（計画を下回る実績）			要 因	点検・評価（意見）
大	中	小	R5目標	R5 実績	達成度		
経営効率化に係る計画	①経営指標に係る目標	経常収支比率（％）	100.4	95.6	C	・令和6年度前半島地震の影響により令和6年1月～3月分の外来収益及び入院収益が大きく落ち込んだことから比率減少となった。	
		修正医業収支比率（％）	82.2	77.1	C	・令和6年度前半島地震の影響により令和6年1月～3月分の外来収益及び入院収益が大きく落ち込んだことから比率減少となった。	
		職員給与費比率（％）	63.3	70.7	C	・医業収支比率の減少に加え人事院勧告に伴う給与ベースアップにより、職員給与費率が増加した。	
		材料費対医業収支比率（％）	15.8	13.8	A	・医業収支比率が減少したものの患者数減に伴い材料費も減少したため、材料費率が減少した。	
		病床利用率（％）	80	70.9	C	・令和6年度前半島地震の影響により令和6年1月～3月の入院患者数が大きく落ち込んだことから率減少となった。 R5年4～12月病床利用率：78.9% R6年1～3月病床利用率：46.5%	
		医師数（人）	17	18	A	・金沢医科大学との連携や自治医大、金大地域枠の医師派遣により安定した医師確保ができています。	
	②医療機能等指標に係る目標	救急患者受入拒否率（％）	0	4.9	C	・ベッド満床及び専門医師不在による受入拒否。 〔医師の判断により一早く高次医療を受けられる病院へ搬送しているため受け入れ拒否が発生する。〕	
		あなみず地域医療塾開催	開催	開催	B	・令和5年8月5日～6日に開催	
		患者満足度調査	実施	実施	B	・ご意見箱の設置（院内5ヵ所に設置）	
		職員調査の実施（回）	未実施	未実施	B	・令和7年度実施予定	
		訪問リハビリ件数（件）	120	98	C	・令和6年度前半島地震の影響に加え穴水町のケアマネジャー不足に伴う対象患者紹介数の減により件数が減少した。	
		臨床研修医の受入れ	28	24	C	・令和6年度前半島地震の影響により令和6年1月～3月の受入れが中止となったことから減少となった。	
		学生の受入れ	155	135	C	・令和6年度前半島地震の影響により令和6年1月～3月の受入れが中止となったことから減少となった。	
	③その他（参考） プラン非掲載指標等	患者1人当たり診療収入（入院）円	—	34,933	—		
		患者1人当たり診療収入（外来）円	—	8,044	—		
		職員数(人)	—	148	—		
		人件費(千円)	—	1,217,196	—		
		薬品費(千円)	—	156,653	—		
		対医業収益比率(%)	—	9.1	—		
		診療材料費(千円)	—	80,992	—		
		対医業収益比率(%)	—	4.7	—		
		整備額(千円)	—	88,172	—		
		一般会計繰入金総額(千円)	—	370,000	—		
		特例債に対する繰入額(千円)	—	0	—		

穴水町病院事業審議会委員名簿

	氏 名	備 考
1号委員	佐 藤 豊	穴水町議会議長
1号委員	小 坂 孝 純	穴水町議会教育民生常任委員長
2号委員	丸 岡 達 也	町内開業医
3号委員	桶 谷 浩 義	学識経験者（興能信用金庫穴水支店長）
3号委員	水 戸 義 招	学識経験者（前済生会金沢病院常務理事）
4号委員	宮 崎 高 裕	穴水町副町長
4号委員	島 中 公 志	公立穴水総合病院長

穴水町病院事業審議会規則

昭和49年5月1日規則第3号

穴水町病院事業審議会規則（昭和43年穴水町規則第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 穴水町病院事業の健全なる発展と円滑なる運営を期するため穴水町病院事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 審議会は公立病院に対して日毎に増大される医療需要に対応し、地域住民に高度な近代医療を提供し住民の健康と生命を守り、住民福祉の向上を図るよう公立穴水総合病院の機能充実に審議することを目的とする。

（業務）

第3条 審議会は病院事業について穴水町長の諮問に応ずるとともに、自らの審議に基づく結果をもって答申又は建議する。

（委員）

第4条 審議会の委員は、次の各号に掲げる委員9人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

（1）町議会議員

（2）町内に開業している医師

（3）学識経験者

（4）穴水町の職員

2 審議会の委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会は委員の互選により、会長及び副会長を定めなければならない。

4 審議会の運営その他について必要な事項は、審議会が定める

（会長）

第5条 審議会議長は、審議会を招集し代表者として審議会の調査及び審議の結果に基づき町長に答申又は建議をなすものとする。

（事務局）

第6条 審議会の事務局は、町長の任命する町職員がこれにあたる。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。